

村政の動揺と村方騒動 農村の変貌と支配の再編

幕末期大谷口村の村方騒動

天保末年から嘉永年間にかけて、大谷口村では名主の継承をめぐって、小前百姓をもまき込んだ大きな騒動が発生した。この事件の前哨戦ともいえるのが、天保十二年に病気を理由に退役した名主岩次郎の跡役をめぐる騒動であった。この時の願書によれば、当時の村内の状況は

「近來村内不穩」で、名主岩次郎はじめ村役人も「精々相制取締方致し候ても、止むを得ず事彼は混雜致し候儀これ有り候」と、村役人の権威をもつても十分な取り締まりができない事態に至っていた。こうした中で名主岩次郎は退役願いを出し、跡名主が決まるまで村政は年寄・組頭に委ねられることになった。同村の村役人制度は、名主は一村で一名であるが、年寄・組頭は村内の六耕地からどちらか一名ずつを選出することになっていた。ここでは年寄と組頭は別物として扱われているが、その職務上の相違は明らかでない。いずれにしても、各耕地の利益代表者のフランスの上に名主が置かれていたといえる。この村役人の努力にもかかわらず、村政の動揺は依然収まらず、字向耕地の年寄は組内の意見をまとめられずその責任をとって退役を申し出てきた。こうして名主と年寄一名が辞めてしまふと、残された村役人は評議の上、さきに退役を認められた名主岩次郎の帰役を願ひ出た。この岩次郎の名主復帰についても村内から異論が出て、不賛成者に対する吟味願ひが出されるなど、事態は泥沼化の様相を示してきた（『近世史料編』Ⅱ（七四八頁）。この事件の結末については明らかでないが、弘化二年（一八四五）に名主岩次郎の死去に伴い養子の熊太郎が名主に就任しているので、どうにか村役人側の主張が通されたものと思われる。

しかし名主熊太郎の基盤も不安定で、嘉永三年（一八五〇）から四年にかけ小前百姓六二名が不服従の行動をおこし、再び訴訟となった。同年の宗門人別帳によれば百姓戸数は一〇九軒であるので、その過半数が訴訟に参加していたことになる。この事件については、幸い「村内小前六拾式人心相掛候一件出入中諸願書留」という詳細な記録が残されているので、以下これに基づいて推移を追っていくとしよう（同前七五三〜六五頁）。

嘉永三年二月に出された小前百姓の訴状は、名主熊太郎不信任の理由として次の四項目を掲げていた。（一）名主熊太郎は、質地証文の奥印を自分の好身の者が質取り主になる時だけ認めている。（二）嘉永二年の小金原鹿狩りの人足賃割

り渡しが遅れている。(三)嘉永二年分の皆済年貢金を持つたまま、理由も告げずに足立郡横曾根村(現川口市)の実家に戻ってしまった。固そこで年貢金の上納には小前百姓の中から一名が付き添うことにしたのに、勝手に一人で行ってしまった。以上のような理由をあげて、名主熊太郎の退役を願ひ出たのであった。

これに対し名主側は、(一)については、同村の質地値段が本一・五〇二倍という高額であり、実質的には田畑永代売買禁止令で厳禁されている土地売買になっているので、奥印を拒否したと弁明した。江戸幕府の法令では、名主の奥印のない質地証文は無効とされたので、金繰りの逼迫した農民にとつては死活の問題であった。一方名主側の反論も、田畑永代売買禁止令という幕府の大原則にかなったものであった。この点についての訴訟大、返答人の論理は、質流れという便法によつて事実上の土地売買を認めてしまった享保期以降の幕政の矛盾をついたものといえる。(二)については、人足賃を代銭納した者に出銭の遅れがあり、また賃銭の割り渡し方にも百姓間に異論があるようなので、近隣の様子をみてからと思ひながら遅れてしまったと、条件付ではあるが事実関係は認めた。(三)については、実家に戻つた事実は認めるが、持高四〇石以上もある者がどうして年貢金などを横領するものかと反論し、(四)についても、一人ではなく定使とともに上納したことを証言した。

こうして訴状と返答書が出そろい、江戸において関係者の取り調べが行われたのであるが、翌三月になると恒例の宗門人別帳作成のために尋問は中断され、各自帰村した。しかしこの間に、また新たに夫錢帳の公開をめぐつて怪我人が出るような事件が発生し、騒動はますます複雑になっていった。一方、江戸における取り調べは六月、八月と行われ、ついに十一月にいたり近隣の名主が扱ひ人となり済口証文が作成された。その内容は、一定の条件は付されているがほぼ名主熊太郎の主張が取り入れられたものとなつていた。

ところが、名主熊太郎はどうした訳か翌四年正月に病気を理由として退役願ひを出し、代官所でも受け入れられて早速跡名主を決定するよう命ぜられた。これに対し村方での人選はスムーズに行かなかつたようで、跡名主が決まるまではとりあえず現在の年寄、組頭の合計四名で代行することがいったん決められたが、前年名主熊太郎不信任の訴状を出した小前六二名は、年寄二名はよいが組頭の内一名は熊太郎にごく近い人物なので認めることはできない、と強く反論した。再び二か月近くにわたつて様々な工作がなされたようで、四月末にいたり熊太郎の退役願ひが今度は実父の横曾根村名主治部左衛門から出された。実家から願書が出されたことにより、退役が認められれば熊太郎は当

然実家に戻ることになる。一年余の長期間にわたる名主熊太郎一件の記録は、名主熊太郎、年寄二名、組頭二名の合計五名が連署した名主跡役の処置についての願書と、名主熊太郎の人別引取証文で結ばれている。この願書の内容が正月のものとはほぼ同文なので、小前百姓がこれで納得したのか疑問は残る。ただこの時は熊太郎が実家に戻ることが保証され、さきの天保十二年の時のように、いったん退役した名主が再び復帰するようなことは考えられなくなっていた。いずれにしても、集団としての小前百姓の動向が、村政・村役人のあり方を大きく左右するようになってきたことをよく示す騒動といえる。